

北海学園 学生アルバイト調査

契約内容 半数が確認できず

北海学園大経済学部の川村雅則教授のゼミ生らが学生アルバイトに関する調査を学内で実施し、結果をまとめた。学生の半数近くは雇用契約内容を十分に確認できておらず、深夜手当を受けていなかったり、休みが十分にもらえていなかったりするなど、不当な扱いが横行する実態が浮かび上がった。

調査は今年度の講義の中でアンケートや学生への聞き取りで行い、有効回答数は439人だった。

アンケートによると、大
学入学後のアルバイト経験は「ない」がわずか11・0％と、ほとんどの学生がアルバイトを経験していた。

深夜手当、休みもなく 不当な扱いが横行

しかし、労働条件や待遇の提示方法は、「契約書などの書面で示され、書面も渡された」は57・5％で、「契約書などの書面で示されたが、書面は渡されていない」18・1％▽「口頭での説明」11・3％▽「特に何もなかった」3・1％▽「覚えていない」10・0％——と雇用契約内容を十分に確認できないものが少なくなかった。

聞き取り調査では、「明確な休憩が存在しない」「個人営業の居酒屋で、雇用契約は結んでいない」「8時間以上働いても時間外賃金が支払われない」などの回答があった。また「人手不足のため1カ月足らずで主要戦力に。テスト休みが取れず、辞めることもできず、社員に相談したが解決しない」「人手不足で急な病気や用事でも休みが取れない」など人手不足を背景とした問題を指摘する声も多かった。

川村教授は「労働にまつわる制度・法律などを具体的に学ぶ機会がなく、知識がない学生に対し、十分に説明がなされていない。学生自身も契約関係であるという認識が乏しく、（違法労働をしている）問題だと認識できずに働いている」と指摘する。

また、学生がアルバイトをする目的についての設問では（複数回答）、「娯楽やサークルなど自由に使えるお金を得たい」と答えた学生が85・6％と大半を占める一方で、「生活費」27・4％▽「学費や教材費・書籍代」25・4％▽「通学費」20・8％——と学業・生活のためなど経済的事情を理由に働く学生が3割弱いた。

調査報告書では、雇用者だけでなく、学生に対しての労働法制度の周知対策や教育機会の提供、アルバイトの背景にある学費負担の軽減策・奨学金制度の改善が必要と指摘し、川村教授らは18日、札幌市役所を訪れ、秋元克広市長に「学生アルバイトの権利や労働条件が適切に保護されるよう、自治体が対策に取り組む、条例整備してほしい」と要請した。